

平成 18 年 9 月 1 日

各 位



株式会社エリアクエスト
(コード番号：8912 東証マザーズ)

東京都新宿区西新宿 2 - 1 - 1
新宿三井ビル 24F

代表取締役社長 清原 雅人
お問い合わせ先

常務取締役管理部長 伊藤 真奈美
TEL：03-5908-3303

取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の 内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 1 日開催の取締役会において、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額の設定及びストックオプションとして当社取締役に発行する新株予約権の内容について、下記のとおり平成 18 年 9 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社は、取締役及び監査役について、当社の業績向上に対する貢献意欲を高めるため、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後、当社取締役及び監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役及び監査役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容

- (1) 当社の取締役の報酬等の額は、年額 1 億円以内に定め今日に至っておりますが、これを年額 8,000 万円以内に減額し、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に對してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額 2,000 万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。現在の取締役の員数は、5 名であります。また、当社の監査役の報酬等の額は、年額 3,000 万円以内に定め今日に至っておりますが、これを年額 2,500 万円以内に減額し、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、当社監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額 500 万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。現在の監査役の員数は、3 名であります。
- (2) 当社の取締役に對してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は、2,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式 2,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式 1 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.1 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)の施行前の商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日から 10 年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目(上記 から までの事項におけるその他の事項を含む。)については、取締役会の決議によって定めるものとする。

- (3) 当社の監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は、500 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式 500 株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式 1 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日から10年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記 から までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。

以 上